平成28年あきる野市農業委員会 11月総会議事録

平成28年11月25日(金)午前9時00分、平成28年あきる野市農業委員会11月総会は、あきる野市役所5階、503会議室において開催された。

出席委員は次のとおりである。

平野正延・笹本輝明・田中正治・中村義明・堀江建夫・田中英雄・小川金二・田中建治・

甲野富和・橋本和夫・谷澤俊明・森好雄・坂本博・宮崎恒雄・栗原晋二・小山弘光・

松村敏郎·栗原剛

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 伊藤修 ・ 事務局次長 青木邦彰 ・ 事務局 野口創、舟崎悠美

議事日程

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明につ

いて

第3号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

第4号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

追加議案

第1号 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明につ

いて

開会 午前9時00分

(事務局長)皆様、おはようございます。定刻となりましたので、ただ今から平成28年あきる野市農業委員会11月総会を開催いたします。午前中の短い時間ではございますが、よろしくお願いいたします。さて、今月は11月12日・13日の土曜日に、都立秋留台公園に於いて、第22回あきる野市産業祭が開催され、開催日両日につきましては晴天に恵まれ、大勢の市民の方にあきる野の農業をアピールできたと思っております。また昨日は54年ぶりという11月の雪という事で、今週末開催する予定の農ウォーク、明日ですが、一応どうするかという事を全協の中で、皆様の中でご相談をさせていただきたいと考えております。それではお手元の総会日程に沿って会議を進めたいと存じます。初めに平野会長よりご挨拶を頂戴いたします。

(会長) (省略)

- (事務局長) ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。
- (会長)はい。それでは諸報告、11月15日に事業推進協議会及び常設審議委員会に青木係長と 出席をいたしました。11月17日に東京都農業感謝祭に出席をいたしました。それから中村 委員が、内田農業功労賞をいただきましたので、本当におめでとうございます。
- (事務局長) おめでとうございます。
- (数名の委員) おめでとうございます。
- (中村委員) ありがとうございます。
- (会長) 諸報告は以上です。それでは本日の署名委員は、田中英雄委員と小川委員になりますので、 よろしくお願いいたします。
- (事務局長) ありがとうございました。それでは議事に入りますが、議長につきましては、あきる 野市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろ しくお願いいたします。
- (議長)はい。それでは本日の出席委員は18名となります。過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。第1号議案、事務局、説明をお願いいたします。
- (事務局次長)はい。そうしましたら、お手元の資料の1ページをご覧いただければと思います。 第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による 次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。平成28年11月25 日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。
- (議長) はい。それでは収受117について、担当の橋本委員、説明をお願いいたします。

(橋本委員) はい。(第1号議案・収受117 朗読)

去る11月21日、事務局と現地調査に行って参りました。案内図は8ページになります。場所は、引田の駅の○側の踏切を越えた所でございまして、線路際の2枚でございます。現在栗が、まだ若い物が植わっておりまして、下草もきれいに、移植が終わりまして、きれいになっているのが確認されました。全く問題ないような感じでございました。よろしくお願いします。 (議長) はい。ただ今、事務局と橋本委員からの説明が終わりましたが、質問がありましたら、お 願いします。

- (小山委員) 譲受人、譲渡人と、お2人とも会社役員ということなのですが、念のためにちょっと お伺いしたいのですが、この会社というのは同じ会社でございましょうか? それと、もう1つ は、会社はどういうような会社なのでしょうか?
- (事務局) この○○さん親子ですが、△△の□□□さんです。役職はちょっと分からないのですが、 経営者という事で、今、どちらが主でやられているか分かりませんが、一緒にやられていると いう事でございます。

(議長) いいですか?

(小山委員) はい。

(議長) 他には?

(宮﨑委員) これ、住んでいる住所が違うのですが、これでも世帯内なのですか?

(事務局)はい。一応、同一経営とみなすのは2親等以内ですので、住所的には近隣で遠くではないですし、そこから圃場まで通う通作距離も、ほぼ同じくらいで行き来できますので、そういう事であれば同一経営とみなせるという事になりますので、特段問題はないかと思います。

(議長) これは、土地の所有の住所っていうのは、どういう風になっているの?

(事務局) 所有の住所?

(議長) だから、贈与ですよね?贈与を受けて、この譲受人の方の○○○の番地になるのですか? (事務局) そういう事ですね。印鑑証明もそういう風になっているので。

(栗原晋二委員) 今、括弧内の説明があったのですが、それで今度の土地が動くと、譲受人の方へ この2つの土地が動く訳ですね?

(事務局) そうですね。

(議長) この下の括弧というのは・・・?

- (事務局) 現段階で $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんが $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ mが \bigcirc mが有していて、お父さんの $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\triangle$ なんが $\triangle\triangle$ mが っているという事ですね。
- (事務局次長)多分、毎年の税対策で、毎年毎年少しずつ息子さんに、納税猶予をしないで、事前に世帯内贈与して。まあ、税対策という訳ではないかも知れませんが、おそらくそんな形ではないかと・・・。以前、○○○㎡は、△△で同じように世帯内贈与をされたと。それで毎年少しずつ息子さんに渡していく形ではないかと思われます。
- (事務局) 今回ご相談いただいた時に、上ノ台の所にもお持ちなんですね、みつばちファームの○ 側に。それは一緒に贈与しないで、年が明けてからまたやらせていただきたいとお話があった ので、多分税対策という前提でのお話だと思います。

(事務局次長) そのあたりも含めて、今日お呼びしていますので。

(事務局長) この住所が、宮崎委員も言っていたように、普通同一世帯ってなると、同じ家に住んでいるというのが、同一世帯でしょう?

(事務局次長)確かに、世帯内贈与だからそこが引っ掛かってくるので、それは調べたんです。

(事務局) 世帯員の定義なのですが、同一世帯という考え方が、『住居及び生計を一にする親族、

ならびに、当該親族の耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等以内の親族』という事なので、2親等までは別に同居でなくてもよくて、2親等以上離れていても同居していればいいという事なので、親子で2親等ですから、同居していなくても同一世帯とみなせるという事なので、通作距離とか家も離れている訳ではないので、問題ないと思います。

(議長) 同一世帯ね。それで、世帯内贈与だね。

(甲野委員)確認なのですが、これは贈与なので、3反歩要件とか5反歩要件は関係ないのですか? (事務局次長)関係してきます。

(甲野委員) 関係してくるのですか?

(事務局)はい。もう全部で9反歩持っているので。

(事務局次長)世帯で、です。

(事務局) 世帯で持っていれば、その中での移動で・・・

(甲野委員) 括弧内のは、全然関係ないのですか?

(事務局) 括弧内のは、今、所有権として持っているという事で、それを載せているだけなので、 親子で3反歩以上あれば、要件を満たしている事になります。

(甲野委員) 分かりました。

(議長) 他には?よろしいですか?なければ入っていただきますけど・・・。はい、それではお願いします。

(〇〇〇〇氏入室)

(議長)本日はどうもご苦労様です。確認ですけれども、(**住所 朗読**)、○○○○さんでよろしいですか?

(0000氏) はい。

(議長) あの、あきる野市の農業委員会は、ご存知かも知れませんが、一応、市外の方があきる野市で農地を取得する場合、贈与もそうなのですが、来ていただいて、いろいろ皆さんからご意見をいただいて、確認の意味でやっていますので、どうぞよろしくお願いします。

(○○○○氏) よろしくお願いします。

- (議長) それでは○○○○さんに入っていただきましたので、質問のある方はお願いいたします。 (森委員) おはようございます。森と言います。ご苦労様です。トータルで言うと農地が9反歩というのは、かなり大きなものなのですが、現在9反歩のうちで果樹とか野菜もいろいろ含めてだと思うのですが、今までどなたが主としてこれに係わってこられたのか、そこを教えていただきたい。
- (○○○○氏) はい。今まで日の出町の方で農地を持っていまして、今回引田の所で、父から贈与という形で引き受けましたけれども、今まで、うちの家内は専業主婦をしておりますし、あと母ですね。1日家にいますので、母と、あとご近所の人で手伝っていただける方がいまして、大体3名と、あと私と。私も会社勤めをしていますので、土日中心になりますけれども、一応そういった形で身内と近所で手伝っていただける方もいるので、その方達でやっております。また今後もそういった方達と一緒にやっていきたいと思っております。

- (谷澤委員)谷澤と申します。今、森委員が言ったように、9反歩の畑というのはかなり大きな方だと思うのですが、今回の○○の所は栗が植わっているという事で、他の所は何を作っているのかと、あとそれだけの畑で出来た量はかなりの量だと思うので、自家消費というのはちょっと考えられないと思うのですが、そういった、今まで販路とかそういったものは、あるのでしょうか?
- (○○○○氏) そうですね、かなり広いのですが、特にどこかに売っているとか、そういうのは今 現在ないのですが・・・。
- (谷澤委員) あと、これ以外の畑には何を作っているのですか?
- (○○○氏) ○○の所は今栗が植わっているのですが、それ以外はですね、季節に合わせて野菜を植えております。
- (谷澤委員)では、特にそれを販売しているという事ではない?
- (〇〇〇〇氏) そうですね、はい。
- (議長) 他には?
- (田中建治委員)田中と申します。他の方も述べておりますように、1町歩近い面積なのですが、 農業機械はどのような物をお持ちでしょうか?
- (○○○○氏) そうですね、こちらの方にも書かせていただいたのですが、トラクター1台と、ハンマーナイフ1台と、耕耘機を1台所有しております。移動用に軽自動車を所有しております。

(議長) いいですか?

(田中建治委員) はい。

(議長) 他には?・・・笹本さんは?

- (○○○○氏) そうですね、今、ジャガイモ、サトイモ、タマネギといったところですね。
- (笹本職務代理) あ、そうですか。これで今回所有権の移転がある場所は、現況の栗でいくという 事ですか?
- (○○○○氏) そうですね。基本的には栗で、引田の方はさせていただきたいと思っています。あ とスペースがある所で、ちょっとした農作物ができればなと思いますけれども。
- (笹本職務代理)会社と農業経営の2足のわらじと言うか、両方で、段々お父さんの方から畑の方の耕作の面でもウエイトが段々、軸足がお父さんの方から移っていくと思うのですが、これから会社の方も大変だし、畑の方も段々大変になってきますよね。そういう時に、貸してしまおうかとかお考えになるかも知れませんが、安易に家庭菜園のように貸していただかないように、現在農業委員会を通して基盤強化促進法とかありますので、これから農林課の方と親密な関係を持っていただいて、またちゃんと耕作をしていただけるように、よろしくお願いいたします。

(〇〇〇〇氏) はい。分かりました。

- (議長)他には?・・・では私から。これ3反近い畑ですけれども、栗はきちんと管理されている という事で、よろしいですね?
- (○○○○氏) そうですね、はい。今年も収穫させていただきました。どうしてもちょっと面積も 広いですし、雑草とかも生えやすいので、そういったところの管理というのも大変でしたけれ ども、収穫は今年させていただきました。
- (議長) あの、今、職務代理が言ったように、○○○○さんの方でとても農業経営ができなくなった場合にね、あきる野市にある土地で、農業委員会を通さないで貸し借りをするという事は違反になりますので、きちんとした形で、農業をやりたいという人に貸していただけるような形がいいのかなと思います。一番は、○○○○さんがこれからもしっかりやっていただくのが一番ですので、その点しっかりやっていただきたいなと思います。
- (〇〇〇氏) はい。分かりました。
- (議長)では、最後ですけれども、確認の意味で、皆さんにこの畑をきちんとやっていきます、という事を伝えていただければいいかなと思います。
- (○○○○氏) はい。今回あきる野の○○の所で父から贈与させていただきましたので、これから しっかりと家族を含めて私も含めて取り組んでいきたいと思いますので、今後ともよろしくお 願い申し上げます。
- (議長) はい。きちんと、これ、議事録に残っていますので、その点も確認していただければと思います。今日はどうも、短い時間でしたけれどもご苦労様でした。本当にありがとうございました。また後日、結果は報告させていただきます。どうもありがとうございました。
- (○○○○氏)ありがとうございました。失礼します。
 - (〇〇〇〇氏退室)
- (議長) はい。それでは今、ご本人に入っていただきましたけれども、その他で何か質問はありますか?
- (小山委員) ちょっと地図を見て気が付いたのですが、当地は都市計画道路の秋3・4・13というのが、今、計画がありましてですね、五日市線の立体交差があるのですが、全体はちょっとよく分からないのですが、こちらの畑につきましては、拡幅によって用地買収というは一部かかってくるのでございましょうか?
- (事務局) 一応西側の道路につきましては都市計画道路の計画になっております。それと、この○ ○さんの圃場の前の歩道がだいぶ広く、もうすでに取られている状況なので、おそらくですが、 そんなにかかってくる事はないのではないかなと、影響はほとんどないのかなとは思いますが、 はっきりとした事は分かりませんが、現状はそのような形ですね。
- (議長) 他には?・・・よろしいですか?

それでは、収受117の案件について、農地法3条の規定による許可申請の許可については、 これを相当と認め、許可することに異議はございませんか?

(全委員)異議なし。

(議長) 異議がないようなので、許可することといたします。続いて第2号議案、事務局、説明を

お願いいたします。

(事務局次長)はい。そうしましたら、2ページをご覧いただければと思います。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。 平成28年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。 (議長)はい。それでは番号1を担当の森委員、説明をお願いいたします。

(森委員) はい。それでは説明いたします。(第2号議案・番号1 朗読)

場所につきましては9ページをご覧下さい。この地図の一番下の所が睦橋通りでございます。それからスーパーのいなげや雨間店さんがございますが、そのいなげやさんの所をまっすぐ五日市線の方に行きますと、右手に \bigcirc のがありまして、その次の、 \bigcirc の上の所になります。ここは区画整理をして、生産緑地に集合した所ですが、ご覧の通り温室になっておりまして、 \triangle \triangle \triangle と書いてございますが、これの一番西側の端のハウスでございます。ここにつきましては、11 月 21 日、私は不在でしたので、事前に確認いたしました。ここは鉢類の育苗に使っているハウスでございます。ほぼいっぱい入ってございました。この方もいつも、うちはこの西の方にハウスがありまして、良く行くのですが、年間通してですね、鉢物が入っておりまして、有効に使われているという状況でございます。以上でございます。ご審議お願いいたします。

(議長)はい。ただ今、事務局と森委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、 お願いいたします。・・・よろしいですか?

それでは質問がないようなので、番号1の \bigcirc 0 \bigcirc 0 さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号2を担当の小山委員、お願いいたします。

(小山委員) はい。ご説明いたします。(第2号議案・番号2 朗読)

地図は10ページをご覧いただきたいと思います。11月21日に、野口さんと現地調査を行いました。場所は地図に南北道路と書いてありますが、これをずっと南の方に行くと五日市線の立体交差と雨間の交差点の方に行きます。現地は地図の下の方に南小宮橋という橋がございますが、これを渡ってすぐ左側の所にゲートボール場があるのですが、そのすぐ□側になりまして、この畑のすぐ□側が○○○さんの、所有者のご自宅がございます。それで現況でございますけれども、ちょうどこの畑の東側の部分、南北に茶畑、お茶が植わっております。それから西側の方は柿が10本程度植わっております。それでその近くにユズが1本あって、キウィ、そういう物が伺えます。それから真ん中辺りには、現況ではラッキョウが植わってありまして、サトイモもございました。あとナスも作付けの跡、それからニガウリの棚ですね、そういう物が残っております。土壌は小砂利が多いような圃場なのですが、耕作されておりますので、特に問題はないかなというように思っております。以上でございます。

(議長)はい。ただ今、小山委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いします。・・・よろしいですか?

それでは質問がないようなので、番号2の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号3について、担当の笹本職務代理、お願いいたします。
- (笹本職務代理)はい。それでは番号3をご説明させていただきます。(第2号議案・番号3 朗読)案内図につきましては、お手元の資料の11ページになります。現地調査につきましては、1 1月21日に事務局同伴で行って参りました。○○○番○の申請地でございますが、高瀬から平沢に抜ける平井川の橋、平髙橋の上流、300メートルぐらいですかね、人家の中になっておりますが、○○さんは植木を専門にしておりまして、現在この申請地につきましても、植木が植栽されております。以前は竹を植えて、細い竹ですかね、種類はちょっと分からないのですが、細い竹を植えていたのですが、それが地面の下へ伸びて昨年くらいまでは随分ひどい場所、占有していたのですが、今回現地の調査では伐採されておりまして、他の植木に関しての邪魔にもなっておりませんでした。現在は下草もよく刈られておりまして、植わっている植木に関しても剪定が行き届いておりますので、何ら問題はないと思います。以上でございます。
- (議長) はい。ただ今、笹本職務代理から説明がありましたが、何か質問がありましたら、お願いします。

それでは質問がないようなので、番号3の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号4、引田分について担当の橋本委員、説明をお願いいたします。
- (橋本委員) はい。それでは番号4を説明させていただきます。(第2号議案・番号4 朗読) 地図は12ページ、13ページになります。11月21日に事務局と現地調査に行って参りました。場所は、○○○一○の方は五日市街道の原店、ホームセンターヤサカ、その手前の二見屋さんという金物屋さんがあるのですが、そこから奥へ入って△△△メートルちょっとぐらいの所にございます。こちらの方は、今現在、柿の収穫が終わりまして、まだ1本、小さい丸柿が少し残っていて、現状ではファーマーズセンターに○○さんの名前の果物、柿が出ていましたので、もう少しで残りの1本の丸柿が出てくるのかなと、その1本だけで終了、収穫が終わるところでございます。もう1つは、13ページ、その通りをずっと下の方、川の方に下って行きますと、馬乗坂がございまして、更に行くと○○○○さんの自宅がございまして、その口の方ですね。△△屋さんがございまして、その隣でございます。そこにも柿、果樹がメインで、ビニールハウスが1つありまして、そこには少し藁が積んで、新しく植える為のネギ苗がありました。両方とも収穫が終わったばかりという事で、下草がちょっとありましたが、現状では

そんなに問題ないように感じました。以上でございます。

(議長) はい。続いて上ノ台の分を担当の甲野委員、説明をお願いいたします。

(甲野委員) はい。それでは説明させていただきます。(第2号議案・番号4 朗読)

14ページをご覧下さい。11月21日、事務局と調査に行って参りました。この場所なのですが、下の方に五日市街道が左右に走っておりまして、下山田の交差点のところにセブンイレブンがありまして、少し△に行った所を北に曲がって行きますと、線路のそばにこの3つの土地があります。○○一○につきましてですが、ここはノラボウが植わってありまして、あとの残りはきれいに耕耘されておりました。これからまた何か用意をするのだろうと思います。そして△△番ですけれども、こちらはまだ、取り入れが終わりまして、きれいに耕耘している最中で、当日も親子でトラクターで耕耘しておりました。大変きれいになっておりました。それで□□番なのですが、こちらはサツマイモのツルが残ってありまして、全部の所にサツマが植え付けられていたと思われまして、それが収穫が終わってツルが残っているところでした。いずれの土地についても非常によく管理できておりまして、何も問題ない所だと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

(議長)はい。ただ今、橋本委員と甲野委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。

それでは質問がないようなので、番号4の○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続いて番号5についてですが、こちらは○○委員の親族の案件となりますので、○ ○委員には一時退席をお願いいたします。

(○○委員退室)

(議長) それでは、番号5について宮﨑委員、説明をお願いいたします。

(宮﨑委員) はい。(第2号議案・番号5 朗読)

地図は15ページが \bigcirc ○番 \bigcirc になります。ここは五日市ファーマーズを通り過ぎて、舘谷に入りました、その \bigcirc 側の所になるのですが、現状はハウスが3棟ありまして、中にピーマンやナス、葉物などが栽培されております。 $\triangle\triangle-\triangle$ が16ページになりまして、こちらは奥側の半分程度のところは草が刈られている状況で、手前側の、道路に近い方の所にキャベツ、葉物が作られておりました。そういう状況です。以上です。

(議長) はい。ただ今、宮﨑委員から説明をいただきましたが、何か質問がございましたら、お願いします。・・・よろしいですか?

それでは質問がないようなので、番号5の \bigcirc 0 \bigcirc 0 さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をい

たします。それでは○○委員に入っていただきます。

(○○委員入室)

- (議長) それでは、続いて第3号議案、事務局、説明をお願いいたします。
- (事務局次長)はい。そうしましたら、お手元の資料、4ページをご覧いただければと思います。 第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑 地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の 規定に基づき証明する。平成28年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正 延。以上でございます。
- (議長)はい。続いて番号1を担当の中村委員、説明をお願いいたします。
- (中村委員) はい。それではご説明いたします。(第3号議案・番号1 朗読)

案内図が17ページです。場所は武蔵増戸駅から斜めに入る道がございまして、しばらく行くとファインプラザがございます。そこから増戸小学校の方へ行きまして、約 $\Box\Box$ 」メートルぐらいにこの場所がございます。 $\bigcirc\bigcirc$ \bigcirc \bigcirc については、いろいろ作っておりまして、きれいに管理しております。 \triangle \triangle \triangle \triangle は栗林です。元、鉄塔がございまして、そこはもう取られたんですね。それで今は栗林ですが、きれいに管理されております。以上です。

- (議長) はい。ただ今、事務局と中村委員から説明をいただきましたが、質問がありましたら、お願いします。
- (森委員)施設に入っていて、●●歳という事なのですが、今まではどなたが主としてやっていた のでしょうか?
- (議長) 誰がやっていたのですか?○○さんは施設に入っているのに?
- (中村委員) あの、長男が来てやっていまして、その長男も今、故障で、腰が痛くてどうしようもなくて、という事のようです。

(議長) 他には?

それでは質問がないようなので、番号1の \bigcirc 0 \bigcirc 0 さんは、農業の主たる従事者であったことを証明することに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようなので、証明することに決定をいたします。続いて第4号議案、事務局、 説明をお願いします。
- (事務局次長)はい。それでは5ページをご覧いただければと思います。第4号議案、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。農業相続人に係る納税猶予の特例を受けている農地等については、次のとおり自ら農地として使用していることを確認する。平成28年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。以上でございます。
- (議長) はい。それでは事務局から説明をお願いいたします。
- (事務局)はい。引き続き説明させていただきます。第4号議案につきましては、例年、この時期 に税務署の方から独自調査として納税猶予地の確認を、要は3年ごとの適用になっていない農 地ですね。それについて調査をお願いしますという事で来ております。今回来ている調査につ

いては、先般皆さんに納税猶予の現地調査をやっていただいている中で、確認が取れています ので、その状況で報告したいと思っております。それで番号1から番号11までございます。 今回、1番から10番の農地につきましては、皆さんと回った上できれいに管理されておりま して、問題ないという事で、利用状況につきましては自ら農地として使用という事で、報告し たいと思います。それで11番についてなのですが、こちらは昨年も納税猶予の現地調査の後 に、管理がされていないという事で指導通知を出させていただきまして、一昨年も肥培管理が 甘いという事で、指導はしております。今年も現地確認に行った際に、ここは果樹、栗のとこ ろなのですが、草が全然刈られていないといった状況でございます。所有者様ご本人に何度も 通知したりですね、家の方に伺ったりしても、アポイントが全く取れない状況でございます。 一応事務局の方としても、今年に関してももう3回くらい通知を出しているのですが、万が一 出来ない状況があるのであれば連絡を下さいという文面も入れて送ったのですが、それに対し ても返答がございませんでした。今皆さんのお手元の方に写真をお配りさせていただきました が、見ての通り、こういった状況で、草がひどく、これが11月の上旬に撮った写真で、21 日の現地調査の時も甲野委員とまた現地を見て来ましたが、状況は全く同じでございました。 甲野委員と平野会長にもお話をさせていただいて、このままではちょっと厳しいかなという事 で、私が税務署の担当の方に連絡を入れました。そうしましたら、この調査に関しては、出来 ていないのであれば、出来ていないという事で回答していただいて構わないという事でしたの で、あと、農業委員会で今まで通知などを出していただいた経緯を教えていただければ、あと は税務署の方で対応するというお話でしたので、今回この税務署からの調査につきましては、 今、議案のところは空欄になっておりますが、耕作放棄という形で回答をしたいと思います。 そういった形で皆さんにご承認いただければ、1番から10番までは自ら農地として使用とい う事で報告して、11番については耕作放棄地という形で報告したいと思いますので、その点 ご審議いただければと思います。

(議長) はい。これ、△△の分の写真は載ってないですよね?

(事務局) 左側の2枚が○○の分で、右の2枚が△△です。

(議長) はい。何か質問は?

(小川委員) 郵便物は届いているようですか?

(事務局) そうですね。自宅を見てもポストが溢れている様子もないですし、一応、うちの方も配達記録とかで送っていますので、一応届いているとは思います。過去にも自宅に伺ったりもしましたが不在で、近所の方に聞くと、朝早く出て行って、夜遅くに帰って来ているという状況で、いない訳ではないようです。連絡は取れない状況です。うちの方もお手上げの状態です。

(中村委員) 相続日はいつなんですか?

(事務局) 相続日が平成8年か、それくらいですね。

(中村委員) じゃあ、もう20年経つから、解除。

(事務局) ここで終わったら多分来年あたり・・・

(事務局次長) 多分最終確認だと思います。

(事務局) そうだと思いますね。

(笹本職務代理) お金使っても、きれいにしちゃえばいいのに・・・。

(事務局) その辺のいろいろなお話も・・・時間がないから誰かにお願いして、委託してという事も出来ると思いますが、その辺のお話もできない状況なので、連絡を1本いただければこちらも対応できるのですが・・・。一応果樹なので、下草を管理していただければ問題ないのかなと思うのですが、○○の方はアライグマとかも出てしまって、獣害もあるという経緯もありますので。

(谷澤委員) この人はこれ以外に畑はあるのですか?

(事務局)ないです。農地として持っているのはこの3筆だけです。

(中村委員) 調整区域はないのですか?

(議長) 調整区域は△△。

(事務局) そうですね。あとは○○の生産緑地で、他にはないです。

(田中正治委員) 初歩的な質問で申し訳ないのですが、さっき冒頭に、これ2号議案と違うのは、 税務署から依頼があったという事は、ここにノミネートされた方が税務署から調べてくれとい うふうに、調査の依頼があったのですか?

(事務局) そうですね。3年ごとの調査がない、別の・・・

(事務局次長) これ多分最終で、もうそろそろ20年とか、それ以外に向こうで・・・

(田中正治委員) そういう人に対して、調査が来たという事ですか?

(事務局) それもあるし、それ以外にも任意に抽出して・・・

(事務局次長) 税務署が基本的にちょっと確認したい所を抜粋して・・・

(田中正治委員) 税務署が見て、ちょっと危ないとかいう所に?

(事務局) 見ているかどうかは分からないですが、任意で税務署の方で抽出して、独自に3年ごと に係わらず調査したい所を抜いてお願いしますという事で・・・。だいたい、あと来年で20 年になるという所も来ます。

(田中正治委員) はい、分かりました。

(議長) 何か質問はありますか?

(谷澤委員) あの、これ税務署に耕作放棄地で報告すると言っていますが、その報告した後、この 農業委員会でのこれに関しての動きというのは、特にこれで終わりという事なのですか?

(事務局) 一応税務署とお話した中では、あとは税務署の方で対応しますという事で、税務署で扱ってくれる事になります。すぐ確定という事ではなくて、税務署の方でも通知なり呼び出しとかをして、状況を確認して、改善されるのであればいいのですが、それがなかなか厳しい状況であれば、確定の手続きにいつでも入れるので、という言い方はしていましたので、すぐに確定をするという訳ではなくて、一度税務署の方で対応していただけるという事です。

(谷澤委員) それと、こういう風な状態だというのは、農業委員会としていつぐらいから確認できていたのですか?

(事務局) 2年、ちょうど3年くらい前ですかね・・・。一応調査の時に指導出しますよと、去年

の時も出しているのですが、それでうちの方で確定をしなかったというのはあるのですが、うちの方も指導して3年経ちますし、このまま見逃してしまうと来年20年で免除になってしまうというのもあるので、他の方は一生懸命やっているのに、ここだけ見逃すというのもおかしな話ですし、今回、ちょうど税務署からこの調査も来たというのもあったので、今回はこういう形で報告したいという事でお話させていただきました。

- (議長)では私から。私、ここの区域の担当なので、甲野委員と私がなって3回目か。そうだよね?それで1回目に見た時ひどくて、事務局に言っていろいろやってもらって、△△の方は去年もその前も、きちんとではないけどある程度やっていただいた。今年はあまりにもこの自宅周りの所と、△△も全然手を入れてなくて、ひどくて、いろいろお話をして、これはもうしょうがないだろうと。昨年もかなりいろいろ事務局に動いていただいたのですが、この○○の部分は隣が□□があって、睦橋通りの渕なんです。道路が真ん中に入っていて、住宅があって、住宅の方もかなり枝が引っ掛かっていて、すごく目立つような所なので、きちんとした方がいいだろうという事で、皆さんにも相談して、事務局がこうやっていろいろ手配して、それで結果的に今日皆さんに報告をして、審議して諮っているのですが、今まで確定するような所は、確定と言うか、こういう事を税務署に報告する事は今までなかったのですが、皆さんからの意見を聞いて、結果的に出そうかというお話なんですが、どうでしょうか?
- (中村委員) 税務署と相談したところで、税務署は税金の事しかやらないと思う。草を刈るとかは しないと思う。それはどうなんですかね?
- (事務局) 税務署はしないですね。今度税務署の方で同じように、農業委員会で指導しても改善されなかったので、税務署の方は税務署の方でまた通知なり、訪問をすると言っていました。それで税務署の方は最後通告になると思うので、何回か連絡手段を取って連絡が取れないのであれば、もう確定しますよという、多分そういう方向にいくのではないかなと思われます。なので、耕作放棄地として回答したからいきなりすぐに確定という訳ではなくて、税務署の方も現地を見に行って、多少はいろいろとやり取りをできるような形でやりますと。ただ1年といったような長いスパンは見ないと言っていましたので、もう少し短い期間でやり取りをするのではないかと感じています。
- (中村委員) 草刈りは農業委員会で代行でやって、費用を本人に負担させるような形はできないんですかね?
- (事務局)代行して・・・やはり本人から依頼があれば、業務を請け負ったという事で、農協でやっているようなのもありますけど、そういう事であれば問題はないのかなと思いますが、勝手に人の所をやって後から請求というのはちょっと厳しいと思うので。本人から1度でもどうにかと話があれば、いろいろ対策は練れると思うのですが、ちょっとそこがどうしても出来なくて、困って・・・
- (中村委員) それだけの農業委員会の権限はない訳だ。
- (事務局) そこまではない・・・
- (議長) いや、権限と言うよりも、これはね、自ら農地として自分が利用していなければいけない

事なので、それをもうずっと放棄していますので。

(田中正治委員) 管理じゃなくて農業委員会がそれで通達したらいい。

(中村委員) 通知だけでしょう?

(田中正治委員) 通知したって、今言われたように、自分でやらない・・・

(事務局) 農業委員会としても、そこまでやって、お願い、要は指導までしかできないですから、 そのあとの人の農地については勝手には・・・

(中村委員) 罰則規定はないんだ?

(事務局) 人の農地は勝手には・・・

(議長) 罰則規定はないと言うか・・・これは罰則になっちゃうよね。守らなかったから。おそらくここの所は私が見てからですから、ここの家の周り3年間何にもやってない、多分。草が枯れてなくなって、草が枯れてなくなって、草が生えてなくなって、という感じ。

(松村委員)繰り返しか・・・。

(事務局) そうですね。冬になれば・・・

(議長) それで、冬も全然やってないし、倒れているし、私が見て1年目は通知、それで職員も行ったんですよね?確か。行って、来たか何かしたんだよね。

(田中英雄委員) この○○さんは家族はいないのですか?

(事務局) 台帳で調べる限りは、いない、いらっしゃらないですね。

(田中英雄委員) それで勤めている訳ですか?

(事務局)ではないかと思われます。近所の方のお話だと、朝早く出て夜遅いという話は聞いています。家の周りにガスが置いてあったりとか、台所に物が置いてあったりするのは見えるので、空き家ではない事は確かです。

(笹本職務代理) これであの、延滞利息というか、まで乗っかって、農地を国が押さえて足らなく なったら自宅の方まできますよね?自分の持っている・・・税金分がきますよね?

(事務局) そうですね・・・足りない分はどうにかして払ってもらうってお話になってしまうと思 うので・・・。

(議長) 何か意見はありますか?他に?

(栗原晋二委員)あの、この資料をいただいた時に、何でここだけ空欄なのかなと思ったんです。 そうすると、この第4号議案、『次のとおり自ら農地として使用していることを確認する』で すから、これだけ外して、別にこれだけ審議した方がはっきりして、分かりやすかったかなと いう感じがします。

(事務局) そうですね。『農地として使用していることを確認する』ですから、議案としてはそうですね・・・。

(栗原晋二委員) 10番まではこれでいいんだろうけど・・・。

(議長)はい。失礼しました。そうしようかなと思ったのですが、一応同じ4号議案なので、10番までは事務局の報告のとおり、自ら農地として皆さんが確認していただいたので、自ら農地として使用している事が確認できていますので、いいのですが、11番に関しては自ら農地と

- して使用してないという事が、見て来た農業委員さんと事務局で、こういう写真の通りになっているという報告ですが・・・。
- (坂本委員) ここは空欄で、どうなんでしょうか?自ら農地として使用というのを書かないで、空欄でそのまま税務署に回答してしまう。
- (事務局) 税務署に回答するのは別の様式がありまして、自作しているとか、貸しているとか、そ ういう欄があるので、そこについては・・・
- (議長)ではちょっと、あの、10番まで、今皆さんに諮って・・・
- (栗原晋二委員) はい。そういう事だと思うんです。
- (議長) 11番については、今、もう一度やりたいと思いますが、よろしいですか?

(全委員) はい。

(議長) それでは第4号議案、1番から10番までについて、自ら農地として利用していることを 確認しましたので、皆さん方のご意見として、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) はい。それでは異議がないようなので、1番から10番までについて、確認したことに決定いたします。それでは11番について、今日、ここに出ていますが、これまでの間、私もそうですけど、甲野委員さんともいろいろお話して、今回見に行った時に、もうこれはしょうがないだろうという事で、事務局に相談をして、事務局から税務署にお話をしたという経過になっている。今、事務局から報告した通りですけれども、皆さん方の意見を聞きたいと思います。
- (田中建治委員) このような土地で、あきる野市において期限の確定を迎えた土地は、今までにあるのでしょうか?
- (事務局) 今までは、ありません。・・・農業委員会の方から、という事はないですね。自ら確定 をさせたという事案はいくつもありますけれども。
- (谷澤委員) 今後、こういうような可能性があるような所は多分何ヶ所もあると思うんですよ。その中で農業委員会としてというのが、これがもう前例になってしまうと思うのですが、ここまでなったら税務署に報告するのか、もしくは、こうなる前にもっと手を打つのか・・・。
- (事務局)納税猶予地でも営農が困難であれば営農困難時貸付という制度もありますから、利用集績ではないですけど、同じような形で、実際やっていて、跡継ぎがいなくてきつくて出来ないと、ちゃんとお話があれば、こういった納税猶予の中の制度を使って、他の農家の方にやっていただければ、それは納税猶予の制度として残せますので、そういった形で、厳しい状況だとご相談があれば、農業委員会としては、家族がいれば家族にやっていただくし、無理であればこういった制度がありますからどうですか?とご案内もできるので、解決はするのではないかと思います。
- (谷澤委員) 今回はとにかく、連絡が付かなかったという・・・?
- (事務局) 連絡が取れなかったというのがあります。連絡が取れれば、いくらでも方法はあったのかなと思います。
- (議長) 連絡が付かないのか、無視しているのか・・・

(事務局) 連絡をくださいと言っても、返事がないので・・・。

(議長) 私も3回くらい見たけど、これだけ荒らしておいて、言ってもやっていただけない。おそらくね、これ、出来ないならば半分でも、売ってでも、きちんと片付けた方がいいとは思うんですけどね。それもしていないというお話で、無視されているというのが現状だと思うのですが・・・。よろしいですか?

それでは番号11について、耕作放棄地として青梅税務署に報告することに異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようなので、報告することに決定いたします。それでは、追加議案が提出されておりますので、事務局、説明をお願いいたします。
- (事務局次長)はい。そうしましたら、今日お配りしました別紙をご覧いただければと思います。 追加議案第1号、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行なっている旨の証明 について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行ってい ることを証明する。平成28年11月25日提出。あきる野市農業委員会、会長、平野正延。 以上でございます。
- (議長) はい。次に担当の松村委員、説明をお願いします。
- (松村委員) はい。(追加議案第1号・番号1 朗読)

地図はこの裏になります。去る11月21日に事務局と現地を見て参りました。場所は△△橋のすぐ下ですね。橋のすぐたもとです。ここには、ネギ、野菜等、また真ん中にハウスでノラボウがちょっと植わっていました。それで地図の左側の方には切花が栽培されておりました。この○○さんはファーマーズセンターの会員で、草の管理や肥培管理も出来ていたと思います。以上です。

- (議長)はい。ただ今、事務局と松村委員から説明をいただきましたが、何か質問がありましたら、 お願いします。
- (小川委員) ○○さん、何筆か持っていると思うのですが、この1筆だけが納税猶予地ですか? (事務局) はい。猶予がかかっているのは、ここの1筆だけです。
- (小川委員) はい。分かりました。
- (議長)はい。他には?

それでは、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、異議はございませんか?

(全委員) 異議なし。

- (議長) 異議がないようなので、引き続き農業経営を行っている旨の証明をすることに、決定をいたします。続きまして専決の報告を、事務局、説明をお願いいたします。
- (事務局) はい。それではただ今より、平成28年あきる野市農業委員会11月の総会専決処理の報告をさせていただきます。

(専決報告 朗読)

以上でございます。

(議長)はい。それでは、以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了致しました。次回の総会ですが、12月22日(木)、午前9時00分から、あきる野市役所別館3階、第1会議室です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。 閉会 午前 10 時 33 分